

少年相談実施要領の制定について（例規通達）

平成15年 4 月16日

本部（少）第11号

〔沿革〕 平成20年 3 月本部（少）第11号、24年 3 月本部（警務）第12号、令和元年
5 月本部（少）第 2 号、8 年 3 月本部（警務）第17号改正

少年相談実施要領を別添のとおり制定し、平成15年 5 月 1 日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、少年相談実施要領の制定について（昭和60年 5 月31日付け本部（少）第19号）は、廃止する。

別添

少年相談実施要領

第 1 趣旨

この要領は、少年警察活動規程（平成19年本部訓令第21号。以下「規程」という。）その他別に定めるもののほか、少年相談の実施について必要な事項を定めるものとする。

第 2 少年相談の意義

少年相談とは、少年又はその保護者等から少年の非行の防止及び保護その他少年の健全育成に係る事項に関し、悩みごと、困りごと等の相談があったときに、当該相談の内容に応じ、必要な指導、助言その他の援助を行うことをいう。

第 3 少年相談担当責任者及び少年相談担当者の指定

1 少年相談担当責任者

県本部及び署に少年相談を統括する少年相談責任者（以下「責任者」という。）を置き、県本部にあっては人身安全・少年課長を、署にあっては生活安全課長又は刑事生活安全課長をもって充てる。

2 少年相談担当者

人身安全・少年課長及び署長は、少年警察部門の職員の中から少年相談を処理するために必要な知識及び技術を有すると認められる者を少年相談担当者（以下「担当者」という。）に指定し、責任者を補佐させるものとする。

第 4 少年相談の受理

1 少年相談があったときは、当該相談の内容を正しく把握した上で受理し、本部の職員にあっては人身安全・少年課長に、署の職員にあっては署長に報告しなければならない。

2 受理した少年相談については、少年相談簿（規程別記様式第 1 号）を作成しなければならない。

第 5 少年相談の処理

1 少年相談は、原則として担当者が取り扱うものとし、担当者以外の職員が少年相談を受けた場合には、担当者に引き継ぐものとする。ただし、当該事案を自ら処理することが適当であると認めた場合においては、所属長に報告し、責任者に連絡し

た上、自ら当該事案を処理することができる。

- 2 担当者は、受理し、又は引継ぎを受けた少年相談について、責任者に相談内容を報告の上、必要な指揮を受けた後、相談者に対し適宜指導、助言その他の援助を与えるものとする。
- 3 受理した相談が他の所属又は関係機関において取り扱うことが適当であると認められるときは、相談者にその理由、引継先、連絡方法等を教示し、必要に応じてこれを当該所属又は関係機関に引き継ぐものとする。

第6 運用上の配意事項

1 相談の場所

少年相談は、関係者が気軽に出入りでき、落ち着いて相談ができる場所において行うように配意するものとする。

2 秘密の保持

少年相談の実施に当たっては、関係者の秘密の保持に特に配意するとともに、相談者の心情を十分に考慮して行うものとする。

3 広報等

少年相談の利用を促進するため、広報に努めるとともに、少年相談室等を設けたときは、当該施設の入口等に適当な表示を掲げるものとする。

4 教養

少年相談の適正な取扱いを図るため、所属の担当者及び職員に対して必要な教養を実施するものとする。